

訴 状

平成24年5月8日

和歌山地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 玉 置 健

原告訴訟代理人弁護士 浅 野 美 穂

当事者目録 別紙当事者目録記載のとおり
請求の趣旨 別紙請求の趣旨記載のとおり
請求の原因 別紙請求の原因記載のとおり

発信者情報開示請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万3000円

当事者目録

〒649-1312

和歌山県日高郡日高川町三百瀬962-1

原 告 井 藤 清

〒640-8117

和歌山市南細工町12番地

玉置・石倉法律特許事務所（送達場所）

電 話 073-436-1520

FAX 073-436-3087

原告訴訟代理人

弁 護 士 玉 置 健

同

弁 護 士 浅 野 美 穂

〒601-1343

京都市伏見区醍醐下山口町7 一言寺団地A1-103

被 告 吉 田 益 夫

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙記事目録記載の投稿記事に係る別紙発信者情報目録記載の情報を開示せよ
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、和歌山県日高川町議会議員である。
- 2 被告は、電気通信事業届出を行い（届出番号E 1 7 - 2 5 8 8）、インターネット関連サービスの一環として、無償でインターネット上に電子掲示板を開設・運営するサービスを行っており、ウェブサイト「和ネット」の管理者である（甲第1号証の1、2）。
- 3 被告の「開示関係役務提供者」該当性
 - (1) 被告が開設・運営する電子掲示板（以下、「本件掲示板」という。）には、「日高のお喋りパ〜ト3 ♪」等のスレッドにおいて、原告を誹謗中傷する表現が多数投稿されている。
 - (2) 本件掲示板は、誰もが匿名で記事を投稿することが可能であり、本件掲示板にアクセスしてきた者は、誰でも、投稿された記事閲覧することが可能である。

したがって、本件掲示板に対する記事の投稿は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）2条1号の「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」（以下「特定電気通信」という。）に該当する。
 - (3) また、本件掲示板を通じた「特定電気通信」のために被告が管理する端末機器、サーバー、交換機（ルーター等）、及びケーブル等又はこれらの結合は、上記「特定電気通信」の用に供される電気通信設備であるから、プロバイダ責任制限法2条2号の「特定電気通信設備」に該当する。
 - (4) そして、被告は、上記特定電気通信設備を用いて、本件掲示板への投稿と、これを閲覧すべくアクセスしてきた者との通信を媒介し、又は、特定電気通信設備をこれらの他人の通信の用に供するものであるから、被告は、プロバイダ責任制限法4条1項の「特定電気通信役務提供者」に該当する。

(5) 以上からすれば、被告は、プロバイダ責任制限法4条1項の「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」（以下「開示関係役務提供者」という。）に該当する。

第2 原告の発信者情報開示請求権の存在

1 プロバイダ責任制限法4条1項は「特定電気通信による情報の流通によって権利を侵害されたとする者」が、「開示関係役務提供者」に対し、発信者情報開示請求をするために要件として、①侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであること（以下「権利侵害の明白性」という。）、②当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があること（以下「正当理由」という。）を要求している。

2 権利侵害の明白性

(1) 被告が管理する本件掲示板には、平成22年2月ころから、いずれも「あきら」名義で、「条例違反は、するしで困った伊藤」（甲第2号証記事番号588、平成22年2月23日投稿、なお、当該書込みでは「伊藤」の漢字が使われているが、前後の書込みから、「伊藤」が原告を示していることは明らかである。）、「下水のけんだけど 伊藤清に頼んだら町の金で上手いことしてくれるよ」（甲第3号証記事番号9、平成22年3月18日投稿）、「伊藤清もそうや 俺達の税金をお前らの遊びのための議員はいらんだけや」（甲第4号証記事番号829、平成22年4月9日投稿）、「この件で伊藤清が議員違反をしているのを町長は知らずに許可を出したのがげいんだった（ママ）」（甲第4号証記事番号835、平成22年4月12日投稿）、「ちよいと前の 井藤清が集落排水で議員違反して やった不正工事金額は 480万円 笹町長も井藤清の不正に480万も出さ無くてよかったのにね〜」（甲第5号証記事番号10、平成22年4月17日投稿）などと、原告の実名を挙げて、同人を誹謗中傷する記事が執拗に多数掲載されていた。

(2) その中でも、特に別紙記事目録記載の平成23年7月15日の投稿記事

(以下「本件記事」という。)は、「裏金をもらっているからと噂されますよ
まあ井藤清は言われても仕方がないだろうがね。当分小遣いには不十(マ
マ)しないですね」と記載されており(甲第6号証記事番号234、平成2
3年7月15日投稿)、前記多数の投稿記事と比べても、「裏金」の文言を用
いることで、より一層直截的に原告の名誉を侵害する表現になっている。

(3) 本件記事の投稿者である「あきら」は、同記事投稿に引き続き、翌日である平成23年7月16日にも、「一億6000万 8000万で良いところをプラス8000万人の金は使いよいです 懐に転がるシステム ええ加減にしてもらわんとね…」(甲6記事番号236)、「本来八千万円で良いところをプラス二千万円で一億二百万の補助ってことだが 実は二千万円のプラスではなく八千万円の補助なんだから一億六千万になる」(甲第6号証記事番号237)などと投稿しており、本件記事は、翌日に投稿された前記記事と相俟って、あたかも、原告が、不透明な補助金の上乗せに関与し、それを不正な金員として受け取っているかのような印象を与えるものであって、町議会議員である原告の社会的評価を低下させる記事である。

(4) そして、本件記事では、原告が、裏金を受け取ったと記載しつつ、その送り主や具体的な額については触れないなど、記事内容は具体性を欠いており、表現方法についても、「噂されますよ」「まあ井藤清は言われても仕方がないだろうがね。」などと、原告を揶揄する文言が用いられ、断片的な事実の記載により読者の想像をあおるものであることから、公共の利害に関する問題を明らかにするための真摯な姿勢が感じられず、投稿者が、公益を図る目的で本件記事を投稿したとは全く考えられない。

(5) また、原告は、町議会議員として真面目に職務を遂行しており、いかなる相手からも裏金や不正な金員を受け取ったことなど全くなく、本件記事の内容は事実無根である(甲第7号証)。

したがって、本件記事については、違法性阻却事由の要件を何ら満たすものではない。

(6) 以上からすれば、原告が、本件記事によって名誉権の侵害を受けていることは明白であって、「権利侵害の明白性」の要件を充足する。

2 正当理由

そして、原告は、本件記事の発信者に対して、本件記事の投稿によってなされた名誉棄損による不法行為に基づき、損害賠償（民法709条）を求めるため、被告に対し、発信者情報の開示を求めるものであるから、「正当理由」の要件も充足している。

3 よって、原告は、被告に対して、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、別紙記事目録記載の記事について、別紙発信者情報記載の情報を開示するよう求める。

以上

証拠方法

甲第1号証の1、2	弁護士法23条に基づく照会書及びそれに対する回答書
甲第2号証	本件掲示板のスレッド「日高川の独り言…」をプリントアウトした紙面（1）
甲第3号証	本件掲示板のスレッド「苦情」をプリントアウトした紙面
甲第4号証	本件掲示板のスレッド「日高川の独り言…」をプリントアウトした紙面（2）
甲第5号証	本件掲示板のスレッド「民主党ってどうなん」をプリントアウトした紙面
甲第6号証	本件掲示板のスレッド「日高のお喋りパ〜ト3♪」をプリントアウトした紙面
甲第7号証	陳述書

添付書類

1 訴状副本

1通

2	甲号証写し	各 1 通
3	証拠説明書	1 通
3	訴訟委任状	1 通

記事目録

1 URL

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/reading.php?pos=79418&sty=1>

2 投稿日時

2011年7月15日 23:10

3 投稿者

あきら

4 スレッド名

「日高のお喋りパ～ト3♪」

5 件名

ウウ◇

6 記事番号

234

7 投稿内容

すずめさんに、ご意見番さん らららいさん お久しぶりですね
ほんと情けない話です 自分達がやりよいようにするとああなりますね
町の事などおかまえなしってやつですね。
民営化が始まってまだ半月だけど 色々聞こえてきますよね
一億二百万円は表 実態は一億六千万の援助
雇用者を引き継ぐ変わり基本給を下げ…まあ書き込むときりがない
なで民営にして年間一億六千万の援助が必要なんだ！俺には理解できない
赤字の金額より多い 議員さん達あんたらもノホホンとしてたらトップと同じ
ように 裏金を貰っているからと噂されますよ
まあ井藤清は言われても仕方がないだろうがね。
当分小遣いには不十分ですね

発信者情報目録

- 1 本件侵害情報に係るパソコンないし携帯電話の I P アドレスを含む書込みログ